

## 巨理地区 「著作権について」

## 1 はじめに

- ・ 昭和50年代後半～ 違法コピー禁止の通知  
↳ コピー機等の普及・印刷技術の向上
- ・ 数年前～ 著作権についての研修等

## 2 著作権 OXクイズ

- (第1問) × 必要部見購入しなければならない  
ただし、業者等に確認して許可を得れば良い可能性あり
- (第2問) ○ 教育活動に使用かつ公費購入なら良い
- (第3問) ○ 児童生徒・授業者が作り、文化祭で使うなら良い
- (第4問) × 個人的に音楽を楽しむならダウンロードは良い
- (第5問) × 職員会議は授業の過程ではない

## 3 著作権概要

第35条 条例が今回の中心  
(教育機関における複製等)

## 4 著作権に関するアンケート

アンケート → 先生方は著作権についてどのような意識をもっているか

## アンケート内容

- 1 「いいえ」と答えた人は、謙虚に答えた可能性 (詳しく制度について知らないという免罪符で?)
- 2 知っている ≠ 興味がある
- 4 「子どもへの意識付け」が低い。将来的にはもっと多くなると良い
- 6 「楽曲演奏のための」等は許諾は不要である可能性

## 5 著作権についてさらに考えてみよう

- (第1問) 著作者が創作したとき～ 死後50年
- (第2問) 手続きは何もない
- (第3問) 著作権はある
- (第4問) 「授業の過程」と考えられない場合、許可が必要。児童・生徒の同意を得ることもプライバシーの観点から必要。

(第5問) 児童・生徒の同意を得る。

◎ 学校において新聞記事を利用する場合の参考

～「河北新報エ」の説明から～

・本来許可が必要。使用料がかかる

→ ただし、学校ではある程度便宜をはかる

① 学校内だけの活用

② 校外など不特定多数が見る場合

記事：許可申請

写真：許可申請と使用料(3000円程度)

③ PTA等の外部団体

記事・写真とも許可申請と使用料(1500円程度)

6 著作権使用許可の手続きについて

事務職員会もPTA団体等と同じ任意団体 → キャラクターの使用許可が必要

7 学校における著作物利用についての注意事項(案)

・校内諸規定の1つにすれば...

→ 学校にしっかりと規定が現在ない

・あくまで案なので意見等をもってより良いものにしてい

<今後の課題>

・著作物の利用料について各学校で予算措置

8 おわりに

資料参照

## &lt;質問&gt;

(1) 松島五小・佐藤

コントロール関係：「入賞した作品は主催者にある」の場合は？

(2) 下増田小・太田 (参考までに)

合唱の様子を撮影 → 販売 (保護者に)

業者が著作権料を甘く見積っていて、販売金額では元がとれないとのこと  
業者・保護者とやせもめた

(1) についての回答

コントロールに応募する時点で、著作権は主催者に委任する？

→ 後日 ① に改めて回答します

著作権 について	
司会： 逢隈中(天川)	
発表： 吉田中(小林) 長清幸小(大瀧) 山一小(門間)	
山下中(泉田)	
はじめに	
普通紙の普及により不正コピーが可能になった	
機器の普及により、学校においても容易に行えるようになった。	
地震発生当時、停電により印刷機器が使用できなくなり、	
手書きの印刷物がまわってきた。(丸森町)	
P2 0X712"	
第1問 X	児童・個人が使用する教材は 必要部数を購入する必要がある
→ 業者との相談を、	寄贈してもらって対応することも可能 (おまけ)
第2問 O	学校の教育活動中使用する分にはO
→ (注) 複製が認められていない場合はX	
第3問 O	授業の過程においてのみ使用ならばO
第4問 X	ダビングは個人使用のみOとされている
第5問 X	回覧・引用ならばO 合議等2の使用はX
山元町立山下第二小学校	

### 3 著作権の概要

著作権法 ... 著作権にも載っている

### 4 許諾を導くには使用できる場合

★ 35条 教育機関における複製等 → 今回の発表のポイント

### 著作権に関するアンケート

1 著作権を知っているか 167名 うち 4名 (名称は知っているが  
詳しい制度内容は知らないという人?)

6

35条 教育機関における複製等

→ 楽曲演奏のため、キーボード使用 許諾を導くには可能だが  
申請している職員もいた

### 5 著作権についてさらに考えてみよう

P12

1. 答 創作時 → 死後50年経ぶ

2. 答 自動的に発生するものがあり、手続は必要ではない

3. 答 著作権あり

4. 答 児童生徒の同意、楽曲の保護期間についても  
確言する必要がある

5. 答 児童生徒本人の同意が必要

→ 学校においては年度はじめに保護者に同意のアンケートを

とっている所や、児童の写真は掲載しないとする学校もある

大震災後 新聞記事 利用はどの様に変わったのか

：河北新報 総務部広報課

※ 本来は使用料が発生するが、学校には配慮がある ↓

① 学校内での使用 (授業・行事・会議)

② 校外にて不特定多数が見る場合は、許可申請が

必要 (記事: 無料, 写真: 有料 3,000円/枚)

③ PTA 等の外部団体が使用する場合は許可申請が

必要 (記事: 1,500円, 写真 3,000円)

6 著作権使用許可の系統性について

事務局職員会は 認許団体であるため、使用申請を

してあげなければならないため、実際に系統性を行った。

(◎は コーライティングの略)

7 学校における著作物利用についての注意事項(案) P20

学校内での著作物に関するルールづくりが必要

インプレットの要望が職員からあがっている → 学校にも  
取組計画に載せた

4 著作物の利用(許諾) } 特に重要

5

有料と電子著作物を利用するためには

→ 学校で予算とくせし、対応できるように整備しておく必要がある

質問

① 松島五小 さくらさん

P12 児童生徒の作品等について

応募した作品の著作権(著作権は主催コンクールに  
ありますとの記載が抜けているが)

→ 作品が返ってきた際、その著作権は誰が有することに

なるのか

著作権の事例

下増田小 大田?さん

音楽コンクールの事務局となっており、4年生の発表の

様子をDVDに記録し、保護者に<sup>販売</sup>配付しているが、

DVDの価格を業者に依頼(見送り)しているが、

やりとりに時間がかかった経緯がある

①の解答  
高田中・小林

著作権保護者の許諾を得る

学校側が事前に、「コンクール応募作品についての著作権は

学校にあります」等のお知らせをしおくと、年表つき等の

簡素化、明確さという点でよいのでは無いでしょうか。

→ 後日、記録集にて解答したい。